省令

○総務省令第二十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

総務大臣　石田　真敏

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令
（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）	（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）
第一条　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書又は第二項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。	**第一条**　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書又は第二項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。
（監事の調査の対象となる書類）	（監事の調査の対象となる書類）
第一条の三　機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。以下「法」という。）の規定による認可及び承認に係る書類並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号。以下「令」という。）の規定に基づき総務大臣に提出する書類とする。	**第一条の三**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号。以下「法」という。）の規定による認可及び承認に係る書類及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号。以下「令」という。）の規定に基づき総務大臣に提出する書類とする。
（中期計画の認可の申請等）	（中期計画の認可の申請等）
第二条　機構は、通則法第三十条第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、総務大臣に提出しなければならない。	**第二条**　機構は、通則法第三十条第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（機構の成立後最初の中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、総務大臣に提出しなければならない。
［2　略］	［2　同上］
（交付金の額等の認可の申請）	（交付金の額等の認可申請）
第十一条の三　［略］	**第十一条の三**　［同上］
（財務諸表）	（財務諸表）
第十五条　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	**第十五条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。